



令和8年1月7日

日本郵便株式会社に対する貨物軽自動車運送事業 に係る行政処分の通知について

下記のとおり、貨物軽自動車運送事業者に対し、令和8年1月7日付けで、貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第33条の規定に基づく自動車の使用の停止処分を通知しましたので、お知らせいたします。

なお、今後、順次、同事業者に対する自動車の使用停止処分の通知を行っていく予定です。

記

1. 処分対象事業者

事業者名：日本郵便株式会社

住 所：東京都千代田区大手町2-3-1

代表者：小池 信也

2. 処分内容

別紙のとおり

3. 処 分 日

令和8年1月7日（水）

運輸と観光で九州の元気を創ります

<お問い合わせ先>

九州運輸局 自動車運送事業安全監理室

担当：末石、日置

電話：092-472-2529





別紙

自動車の使用の停止処分（25営業所）

支局	郵便局	行政処分	支局	郵便局	行政処分	
熊本	益城	1両×60日	鹿児島	菱刈	1両×43日 1両×44日	
	宇土	1両×60日		喜入	2両×40日	
	泗水	1両×60日		手打	1両×61日	
	龍ヶ岳	1両×60日		大崎	1両×60日	
	浜町	1両×60日		末吉	1両×60日	
	御所浦	1両×60日		岩川	1両×60日	
	砥用	1両×60日		牧園	1両×60日	
	河内	1両×60日		横川	1両×60日	
	鹿本	1両×60日		重富	1両×60日	
	山鹿	1両×60日		栗野	1両×60日	
	菊水	1両×50日		大口	1両×60日	
	大根占	2両×53日		宮之城	1両×60日	
鹿児島	郡山	1両×45日 1両×46日				